

令和6年2月1日の施行日までに特別教育を受講する必要があります

※ テールゲートリフター操作業務従事者対象

第7回テールゲートリフター特別教育のご案内

《陸上貨物運送事業労働災害防止協会 長野県支部》

令和5年3月28日に、労働安全衛生規則の一部が改正されました。

テールゲート作業従事者に対し、「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられ、事業者は、令和6年2月1日までに、当該作業従事者に対して、特別教育を行わなければならないとされています。

(根拠：労働安全衛生規則第36条5の4他 施行：令和6年2月1日)

当支部では、自社にて教育を実施することが困難な事業場のために、特別教育を実施します。

1. 開催日時 令和5年11月18日(土) 9:30~16:50 昼休憩50分
(受付9:15から)



2. 開催場所 伊那技術形成センター
伊那市西箕輪 2415-6
3. 定員 40名(先着順) 定員になり次第締め切ります。
4. 内容

講習内容	時間
学科・テールゲートリフターに関する知識	90分
学科・テールゲートリフターによる作業に関する知識	120分
学科・関係法令	30分
実技・テールゲートリフターの操作の方法について	120分

5. 参加費：会員 12,400円 (定価 12,800円、長野県支部が費用一部を負担します)
非会員：15,400円
(参加費用にテキスト代含む)

6. 持ち物
筆記用具・軍手等の作業用手袋・実技ができる服装及び安全靴

7. 申込み方法

※ 陸災防事務所あてに、お電話で受講予約をお願いします。TEL 026-254-5171

- ① 予約完了後、上記受講料を振り込んで下さい。

振込先：ゆうちょ銀行：店番〇五九：当座〇〇〇五三六八 リクサイボウナガノケンシブ
(郵便局から 口座番号〇〇五六〇-3-5368 陸災防長野県支部)

- ③ 別紙申込書と、受講料払込みの受領証コピーを陸災防長野県支部まで、郵送して下さい。

郵送先：〒381-8556 長野市南長池 710-3 陸災防長野県支部

※ 電話の受付締め切りは、10月20日(金)までとします。

※新型コロナウイルス感染症防止対策に十分配慮した上で開催いたしますが、マスクの着用等のご協力をお願いいたします。

